

東浦町子ども読書活動推進会議設置要綱

東浦町子ども読書活動推進会議設置要綱の全部を改正する。

(設置)

第1条 「東浦町子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、東浦町子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 東浦町子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が依頼する。

- (1) 子どもの読書活動に関する保育園、学校等の機関及びボランティア団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選考された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。